

宝塚市立病院医事業務委託
募集要項

令和7年（2025年）5月

宝塚市立病院

令和7年度 医事業務委託に関する事業者募集要項

1. 目的

宝塚市立病院（以下「当院」）は、限られた財源、人的資源を有効活用し、医療サービス、患者サービスの向上、経費効率化を図るため、医事業務委託事業者を募集する。

2. 契約期間

準備期間 令和7年7月2日(予定)～令和7年9月30日（約3ヵ月間）

履行期間 令和7年10月1日～令和10年9月30日（3年間）

3. 応募資格

以下の条件をすべて満たす者とする。募集記事掲載日から委託契約締結に至るまでの間に宝塚市において指名停止措置を受けた者とは契約しない。

- (1) 令和7年4月1日現在、病床数300床以上の急性期病院にて、過去5ヵ年において、医事業務を3年以上継続して受託していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しないこと。
- (3) 宝塚市において指名停止期間中でないこと。
- (4) 宝塚市暴力団排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号、以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 委託業務について、仕様内容を満たす十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び当院の指示に柔軟に対応できること。

4. 提出書類

- (1) 提案書 原本1部、副本8部
- (2) 見積書 1部（様式自由）
- (3) 財務諸表2部（過去3年の損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書）

5. 提案書作成要領

- (1) A4、20ページ以内、文字サイズ11ポイント以上。
- (2) 簡易製本（ビニールに貼り付ける等は不可。ただし再利用できるものは可。）
- (3) 提出された提案書等資料は返却しない。
- (4) 提出された提案書等に虚偽記載があれば、選考対象から除外する。
- (5) 提出後の訂正・削除・追加は不可。

6. 見積上限額

3年間 935,814,000円（消費税込み） ※見積上限額を上回るものは失格

7. 業務概要仕様書 別紙のとおり

8. 提出期限

令和7年5月23日（金）午後5時（時間厳守）

9. 質疑応答

質疑があれば、令和7年5月15日（木）午後5時までに、質問を別紙質問提出用紙に記入のうえ、下記電子メールアドレス宛に word 形式で送付すること（件名は【医事業務委託】として下さい。）。回答は5月19日（月）午後5時までに全質問者に電子メールにて送付する。病院ホームページには5月19日に掲載予定とするが、内部事情として非公開とするべき質疑があった場合は質疑者のみに回答するものとする。

質疑はないが他者への回答の閲覧のみ希望する場合、質問書の提出期限までに下記電子メールに電話番号、社名、担当者氏名を送付すること（件名は【医事業務委託質問回答送付希望】として下さい）。

10. 選考方法の概要

（1）基本的な考え方

事業者は広く公募する。応募者には当院が指定する企画提案書、見積書等の提出と当院職員で構成する「医事業務委託事業者選考審査会」におけるプレゼンテーションを求める。当該審査会は選考審査基準に従い選考し、最も優れた応募者を優先交渉権者として選定する。選定された優先交渉権者と業務仕様書の細部の調整を図ったうえで、見積書の再提出を求め、契約締結手続を経て委託事業者を確定する。応募者が1社の場合でも選考審査基準を充たさなければ、契約交渉に至らないことがある。

（2）主な日程予定

5月01日	病院ホームページにて公募開始
5月15日	質問書提出期限
5月19日	質問事項回答
5月23日	企画提案書・委託費見積書等提出期限
5月30日	プレゼンテーション
6月02日	優先交渉権者決定
6月07日まで	優先交渉権者と細部の交渉
6月08日	委託業者仮決定
6月中	細部協議（仕様・見積調整、契約手続き）
7月01日	医事業務委託契約締結
9月30日まで	受託業者業務準備期間（準備期間に委託料は発生しない）
10月01日	業務履行開始

11. 審査基準 別紙のとおり

12. 留意事項

- （1）契約を締結するに当たり、暴力団排除条例第7条及び宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱第3条第2号に基づく誓約書を提出のこと。
- （2）提案書内容に虚偽が発覚した場合、契約書締結済に関わらず取り消す。その場合、

損害賠償を求める場合がある。

- (3) プレゼンテーションは質疑応答も含め 40 分以内とする。参加人数は、6 名までとする。ただし、必ず現場責任者の出席を要請する。
- (4) 提出書類は、宝塚市情報公開条例第 5 条に基づく公開請求等があった場合、原則公開となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。また、本プロポーザルの受託候補者選定前において、その決定に影響が出るおそれのある情報については、受託候補者決定後の公開とする。

13. 連絡先、提出先

〒665-0827 宝塚市小浜 4 丁目 5-1

宝塚市立病院 経営統括部 医事担当（平日午前 9 時～午後 5 時）

電話 0797-87-1161

電子メール m-takarazuka0299@city.takarazuka.lg.jp